

2008年6月27日

## 伊賀市水道事業にとって最後、最大の分岐点

—水道事業管理者は積極的にベストの選択を—

委員 千代延明憲

6月17日付の伊賀市水道事業管理者濱一吉様から「No.033 千代延明憲委員による『伊賀市水道事業基本計画の見直しと川上ダム代替案』に対する伊賀市の見解」が委員会庶務ホームページにアップされました。遅きに失した感はありますが、公営企業の責任者であります伊賀市水道事業管理者からの見解が提出されましたことを大変嬉しく思います。

早速ですが、今次見解に対し下記の通り私の見解を提示させていただきます。これに対する問題指摘、反論等大いに歓迎します。そのことにより、伊賀市水道部の事業計画が一層健全かつ市民の納得の得られる内容に高められることを期待しますとともに、時間的余裕のない中ですが、ベストの選択に積極的かつ特段のご努力をお願いする次第です。

## 記

## 1、伊賀市水道事業計画の水需要予測について

私は、No.033 の意見で、伊賀市水道事業基本計画における水需要計画が過大であることを名張市の給水実績との比較を基に述べた。

これに対し伊賀市は、名張市と給水人口がほぼ同じでも、名阪国道沿いを中心に工場や事業所が立地しているので伊賀市の方が当然水需要は大きいという趣旨の指摘があったので、今回は伊賀市の同じ6年間の実績を基に基本計画の水需要の数値を再計算してみた。

すなわち、平成13年度から平成18年度までの6年間の次の各ファクターの平均値をもとにして、再計算した結果が下の基本計画見直しの数量である。

	6年間の実績値平均	基本計画値	基本計画見直値
給水人口（人）	82,858	95,470	95,470
一日最大給水量（m <sup>3</sup> ）	44,940	56,982	51,771
一日平均給水量（m <sup>3</sup> ）	37,375	44,876	43,056

（注）基本計画見直しの一日最大給水量及び一日平均給水量は、6年間の実績値平均に同給水人口に対する基本計画給水人口の増加分（1.152倍）をそれぞれ掛けて算出。

この結果を見ても、一日最大給水量は約5,000m<sup>3</sup> 過大である。

## 2、見直し後の一日最大給水量

一日最大給水量見直し（県水からの供給分）： $28,750\text{m}^3 - 5,000\text{m}^3 = 23,750\text{m}^3$

最大取水量見直し： $23,750\text{m}^3 \div 86,400 \div 0.925 \div 0.300\text{m}^3/\text{s}$ （ロス率は0.075）

既計画の最大取水量0.358m<sup>3</sup>/sを0.300m<sup>3</sup>/sに下方修正する。

## 3、川上ダム代替案

次の1)、2)をあわせて実施すれば、川上ダムの代替案は実現可能である。

1) 青蓮寺ダムに水利権を持つ大阪市から 0.300m<sup>3</sup>/s の水利権を譲り受け、青蓮寺土地改良区の幹線道水路を利用し矢田川に引く(代掻き田植え期の2週間のみ、最大 0.150m<sup>3</sup>/s の送水しかできないが、それ以外は最大 0.300m<sup>3</sup>/s まで可能)。

2) 代掻き田植え期の年2週間、0.15m<sup>3</sup>/s (12,960m<sup>3</sup>/日)について、浅井戸を深井戸にする等自己水でまかなう。この時期は一般家庭、事業者とも水需要期ではないので、日量 10,000m<sup>3</sup> 程度で需要に十分対応できるはずである。(この間、比奈知ダムから前深瀬川に最短距離で 1.5km 程度の小規模導水管を敷設して、名張市から水融通を受けることは可能性と考えらるが、わずか2週間であり、高コストになることは間違いないので他の方策を考えるのが当然得策と思われる。)

## 4、川上ダム代替案実現のために克服すべき課題

## 1) 大阪市上水の水利権転用

大阪市の上水の水利権量は現在 30.976m<sup>3</sup>/s であるが、最近 10 年間(平成9年から 18 年まで)で一日最大取水量は 22.866m<sup>3</sup>/s、水利権量に対して 73.8%である。

大阪市が上水の水利権の一部 0.3m<sup>3</sup>/s を伊賀市に譲渡しても、水利権量は 30.676m<sup>3</sup>/s 残り、上記一日最大取水量 22.866m<sup>3</sup>/s は残る水利権量に対して 74.5%であるから、影響は1%未満である。大阪市の水供給には大きな余裕があることに変わりなく、何ら問題は生じない。なお、大阪市における年間一日最大取水量はほぼ一貫して下がっており、平成 18 年では 18.438m<sup>3</sup> で、伊賀市に 0.3m<sup>3</sup>/s の水利権を譲渡した場合の水利権量に対して 60.1%である。この 60%が 70%、80%に上がる要因は現状では全く見当たらない。

<大阪市の水余りの実情については、N0.034 の意見も一読いただければありがたい>

大阪市は水利権をわずかでも手放したくないと主張しているが、水利権は通常の財産権とは違い所有者の完全な自由意思で保有が続けられるものではない。水利権の保有者は、他者の水利権を制約するものであるから、河川管理者が 10 年ごとの更新時に、既保有者が継続して水利権を保有することの妥当性を判断することを河川法は規定しているのである。

大阪市の上水の水利権更新については、実態は次に示す通り、通常の 10 年間更新ができてきているのは平成 14 年 3 月 31 日までであり、その後小刻みに暫定更新が重ねられ、現時点では水利権の許可期限が切れている。これについて明確な理由の説明を受けていないが、水利権量と計画需要量の大きな乖離状況をどう扱うか方針が定まらないためと推定している。

申請日		許可日		許可期限
H4.1.6	→	H4.3.31	→	H14.3.31
H13.6.11	→	H13.10.29	→	H15.6.30
H15.5.30	→	H17.1.21	→	H18.3.31
H18.2.27	→	H18.10.30	→	H20.3.31

こうした状況にもかかわらず、伊賀市水道用水について、わずかな量であるゆえ新たな開発でなく水系全体で融通する対応で可能であること、また具体的に大阪市から水利権の譲渡を受けて青蓮寺ダムの水を引くことを委員会で提案しているが、これに対し河川管理者は、淀川下流において水需給はバランスしており、わずかでも上流で取水することはバランスを崩し利水安全度を低下させるとして、川上ダムにおける新規水資源開発の必要性を繰り返してきた。上流で取水して生活用水や工場用水に使ったとしても、100%川に戻らないものでもない事実を考え合わせると、河川管理者が頑なに新規開発に固執する理由はどこにあるのか。私どもの想像の域を超えたところに理由があるのかと思えてくる。

河川管理者は、大阪市上水の供給能力（河川管理者のいう近年の水供給能力の低下を考慮しても）に大きな余裕があるという委員会での主張にまともに答えることなく、淀川下流の水需給バランスという焦点をはずした、当然納得のいかない答を繰り返してしてきた。

河川管理者は、治水の上下流バランスを力説するが、利水についても上下流バランスに配慮し、上流が高コストの水資源開発を余儀なくされる状況を、下流大阪市の水利権転用により解消されるよう積極的に調整すべきではないか。

一方、伊賀市も三重県と一体になって、河川管理者に大阪市の水利権転用を強力に働きかけるべきできである。水道事業経営の責任を河川管理者はとってくれないのである。

## 2) 青蓮寺ダムからの導水

大阪市の水利権転用が可能になったとして、次に青蓮寺ダムから守田浄水場への導水の手段である。これが、青蓮寺土地改良区の幹線導水管を活用して、守田浄水場の上流である矢田川に落とすという提案である。

上述の通り、幹線道水路の活用には制約がある。すなわち、代掻き田植え期の2週間は0.15m<sup>3</sup>/sしか送水することができない。この2週間をはずせば年間を通して0.3m<sup>3</sup>/sの送水は可能である。

幹線導水路の利用に関しては、主たる点は、利用対価も含めた利用条件を青蓮寺土地改良区と協議して合意に至ることである。双方にとってウイン・ウインの合意が期待できるものと信じている。

## 3) 年2週間、日量10,000m<sup>3</sup>程度の用水の確保

上記1)、2)と違い自ら方策を選択できる。浅井戸を深井戸にする、表流水の取水を残す、簡易水道の統合を遅らせるなど、水需要の伸びの実績を見ながら、低コスト追求の選択をすべきであろう。

## 5、伊賀市水道事業管理者への緊急の要請

1) このまま川上ダムでの水資源開発計画に乗って水道事業を展開する場合と、代替案により水道事業を展開する場合の事業費を中心とするメリット、デメリットを総合に判

断して、最終結論を出すべきである。まだ間に合う。

2) 既存設備のみによる給水コストと、新たに県水を受け入れた場合の県水受け入れ後の全体の給水コストが概ねどの程度の幅に納まるか。このことを市民に情報提供して欲しい。公益事業である。市民を蚊帳の外においた大事業の展開は、将来に禍根を残すことになる。

#### 6、水道事業経営に重大な影響を与えると考えられる要素

次の点是不確定要素ではあるが、方向は明らかである。現在得られる情報に、不確定要素を加え、いかに経営リスクを低減するか。市民の付託をうけている事業管理者の責任は大きいのである。

1) 川上ダムでの水源開発に乗った現計画には、不安材料として本体工事着手後の事業費増大懸念がある。ダムの本体着工後の事業費が増大することは珍しくないが、加えて世界的な資源の異常な高騰の影響は避けがたい。

2) 従来の安い水道料金制の下での水需要水準が、水道料金が大幅に高くなった後も継続するか。この点は事業経営の観点からすれば、極めて大きな要素である。一般市民は節水に一段と努め、事業者は節水・再利用に注力すると共に、一定量を使用する事業者は専用水道を選択する可能性が高い。

#### 7、おわりに

このような状況を総合的に判断すると、可能な限り既存水源を温存し、新規水源開発離脱も視野に入れた事業の根本的再検討が必要であり、今がその最後のチャンスである。

自治体は、公営企業体も含めた連結決算の時代に入った。環境面のみならず財政面からも後世に負の遺産を残すことのないよう、水道事業経営者も極めて慎重な対応を求められている。事業環境は変えがたいものとあきらめることなく、可能な限り有利な条件を自らの努力で入手して欲しい。

このことを念頭に、三重県と連携して最後までベストの選択に注力されんことを祈念してやまない。

以 上